

6. 認可保育施設利用申込みにあたっての注意事項

【受入月齢について】

認可保育施設ごとに、受入月齢が決められています。(P55～の認可保育施設マップ参照) 生後57日目での入園の場合を除き、入園希望月の1日に受入月齢に達しないお子さんは利用調整の対象になりません。利用申込みにあたっては、お子さんの生年月日により、入園希望月に受入月齢に達している保育施設に申込みをしてください。

例: 受入月齢が「6ヶ月以上」の保育施設の場合、4月の利用申込みができるのは、その前年の10月1日までに生まれたお子さんとなります。

【生後6ヶ月未満のお子さんの申込み】

- 生後57日(誕生日の翌日から起算して57日)を迎える月から利用申込みができます。
- 生後57日を迎える月に入園する場合、生後57日目が利用開始日となります。その翌月以降は、毎月1日が利用開始日となります。
- 生後57日目での利用を希望する場合の締切日も、通常の入園希望月の締切日と同じです。
- 生後57日目での利用を希望する場合、57日からの受け入れを行っている保育施設を申込んでください。
- 月齢の低いお子さんの延長保育時間や慣らし保育の進め方などが保育施設によって異なりますので、希望する保育施設にご確認ください。なお、公立保育園は、生後6ヶ月未満児の延長保育を実施していません。

【保育施設の希望について】

- 申込みの前に、お子さんと一緒に希望する保育施設を見学してください。(事前連絡必要)
保育施設によって、保育方針、受入月齢、開園時間、保育短時間の時間帯、食物アレルギーの対応、園庭の有無等の違いがあります。0歳児クラスの保育時間に制限を設けている場合もあります。また、園服等の諸費用がかかる場合や、土曜日にお弁当持参の場合等がありますので、事前に見学をして希望保育施設を決めていただくことをお勧めします。申込みにあたって見学が必須の保育施設もあります。(P55～認可保育施設マップの備考欄参照)
- 希望保育施設の数に制限はありませんが、送迎が難しい等の理由で内定を辞退することのないよう、通勤経路や時間、誰が送り迎えをするかなどを考えて希望保育施設を決めてください。
※内定を辞退すると、その後の利用調整において不利になります。(P25～26 参照)
- 車での送迎をお考えの方は、事前に保育施設にご確認ください。公立保育園に駐車場はありません。

【食物アレルギー・宗教等の食物制限・薬の預かりについて】

- 認可保育施設では、食物アレルギーをお持ちのお子さんに対して、可能な範囲でアレルギーの原因となる食品を取り除いた除去食を行っていますが、対応が難しい場合はお弁当やおやつ持参が必要となります。
- 宗教等の理由からの食物制限を希望するお子さんについては、公立保育園では基本的に対応していません。私立の保育施設の対応は施設により異なります。
食物制限を希望するお子さんは、希望する保育施設の対応について、必ずご確認ください。
- 薬は原則お預かりできません。

【病気や障がいがあるお子さん、発達に心配があるお子さんの申込み】

病気や障がいがあるなど、お子さんの心身の状態等から保育施設に預けることについて心配なことがある場合、お子さんの発達について心配なことがある場合は、利用申込みの前にこども施設入園課にご連絡ください。

<医療的ケアが必要なお子さんについて>



医療的ケアが必要なお子さんは、面談時に必要な書類や申込みまでの流れが一部異なります。左の QR コードから市公式 Web サイトをご確認ください。

このページから必要な書類をダウンロードすることもできます。

『医療的ケアを必要とするお子さんの保育施設等利用申込み手続きについて（令和8年4月利用調整） <http://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/0000461442.html> 』

<相談から申込みまでの流れ>

1. 相談

こども施設入園課に、お子さんの状況と保育施設への入園を希望していることをご連絡ください。お電話でお子さんの状況を聞き取り、看護師面談の日程を調整します。

2. 希望施設の見学

利用申込みにあたっては、入園を希望する保育施設を必ずお子さんと一緒に見学いただき、お子さんの状況を施設にお伝えください。看護師面談までに希望施設全ての見学を終えている必要はありませんが、申込み書類の提出までには希望施設の見学を済ませてください。

3. 面談・状況確認

利用調整に先立ち、次のような方法でお子さんの状況を確認させていただきます。

- お子さんと一緒にこども施設入園課の窓口にお越しいただき、看護師による面談をさせていただきます。
- かかりつけの医師からの診断書や意見書の提出をお願いする場合や、発達に関する専門機関からの聞き取りをする場合があります。
- お子さんを安全にお預かりすることを目的として、入園前に保護者同意のうえ「体験保育」をお願いする場合があります。

4. 申込み

入園を希望する月の申込み期間中に必要な書類をこども施設入園課に提出してください。

<令和8年4月入園を希望される方へ>

例年4月は、特に多くの申請があることから、令和8年4月入園を希望する病気や障がい、発達に心配があるお子さんを対象に、下記の期間で保育施設の入園相談を受け付けます。相談には予約が必要です。

相談期間 令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火）

この期間に面談を受けた方は、看護師面談の際に職員からお渡しする「面談済証明書」を添えて、申込み期間中に必要な書類をこども施設入園課に提出してください。

<ご注意>

- 利用調整において病気や障がいが不利になることはありませんが、保育施設の受け入れ態勢が整うまで入園をお待ちいただく場合があります。
- 体験保育等の日程調整の都合上、ご相談から入園までお時間をいただく場合があります。入園をお急ぎの場合は、お早めにご相談ください。
- 病気や障がい等について事前のご連絡や利用申込書への記載がなく、入園内定後に判明した場合、内定を取り消すことがあります。
- 専門的な療育を必要とされるお子さんについては、専門機関（こども発達センターなど）にご相談ください。

【申込み児童の育児休業を取得している方の注意事項】

- 育児休業の対象であるお子さんの入園月の翌月10日までに復職することを条件に申込みができます。

※入園月の翌月10日が土日祝日等の週休日である場合でも、10日までの復職が必須です。

※復職とは申込み時に提出された就労証明書に記載の同じ職場・就労時間で復職することとしています。

(育児短時間勤務を利用して、労働契約上の就労時間より短い時間で復職することは可能です。)同じ職場でも労働契約上の時間が短くなる場合や、退職又は転職する場合は、利用調整の点数が復職の場合とは異なります。復職で申込みをした方が復職しない場合、内定取り消しまたは退園となります。

〈例〉A社に月140時間以上で就労し、育児休業を取得。

①A社に育児休業前と同じ契約条件で復職するが、A社が制度として認めている育児短時間勤務を利用し、就労時間を短縮する。

⇒○復職に該当します。

②A社に復職するが、契約を月130時間の就労に変更。

⇒×契約の就労時間に変更になっているので、復職とみなしません。

③A社に復職せず退職し、B社に転職して月140時間以上の就労を開始。

⇒×就労証明書に記載通りの就労時間ですが、復職とはみなしません。

- 派遣社員の方は、派遣元に変更がない場合、派遣先の変更は可能ですが、就労時間に変更がある場合は、内定取り消しまたは退園となります。復職後の就労時間が未定の場合は求職活動要件でお申込みください。
- 復職予定日より早く入園した場合は、育児休業を切り上げて復職していただくことになりますので、申込みにあたっては、復職時期を早めることについて調整してください。※産後休業からの復職は、生後57日目となります。
- 入園できなかった際は育児休業の延長が可能等の場合は、「育児休業(産後休業)からの復職に関する申告書および誓約書」の1. の②にチェックをしてご提出ください。復職の加点をつけず、優先順位を下げての利用調整となります。ただし、希望園に空きがある場合は入園内定となることがあります。復職ができない場合は、内定辞退となり、その後の申込みで不利になります(P25～26 参照)。入園内定となった場合は、「保留通知書」の発行はできませんので、ご注意ください。
- 育児休業給付金の申請において、申請書のコピーが必要になる可能性があります。市でコピーは取りませんので、必要な方は提出書類の全ページをコピーした上でご提出ください。一度ご提出いただいた書類の返却、閲覧は対応いたしかねます。希望園変更届についても同様です。LoGo フォームを利用して希望園変更をされる方は、必ず送信前にスクリーンショットを印刷してください。
- 育児休業給付金等の申請について、詳しくは勤務先または勤務先を管轄しているハローワークにお問合せください。市ではご案内できません。

【妊娠・出産での申込み】

保育の必要な事由が「妊娠・出産」の場合、認可保育施設を利用できる期間は、出産予定月とその前後2ヶ月間(合計5ヶ月間)です。

※出産月が予定と異なる場合も、保育施設を利用できる期間は変わりません。出産予定月の翌々月末日で退園となります。

※集団生活の経験の少ないお子さんは、特に抵抗力が弱く、感染症にかかる場合があります。

各園では感染症対策を行っていますが、集団生活のためすべて避けることができるわけではありません。

新生児を迎えるご家庭においては、特にこの点をご理解いただき申込みしてください。

【兄弟姉妹で同時に申込みをする場合】※兄弟姉妹同時に申込みをする場合は、以下の条件を決めてください。

☐ 同じ月に同じ保育施設の入園のみを希望する。	
☐ 同じ月に入園できれば別々の保育施設でも入園を希望する。	⇒ ☐ 希望順位よりも同じ保育施設の入園を優先 ☐ 別々の保育施設でも希望順位を優先
☐ 1人だけでも入園を希望する。入園できなかった児童は()に預ける。	
☐ 上の子から ☐ 下の子から ☐ 入れる子から	⇒ ☐ 希望順位よりも同じ保育施設の入園を優先 ☐ 別々の保育施設でも希望順位を優先 ☐ 別々の保育施設への入園は希望しない

※「市川市保育所等利用申込書」より抜粋

<選び方・注意点> 「市川市保育所等利用申込書」には、ABC、

1. 兄弟姉妹同時に同じ保育施設の入園希望の場合→Aを選択

A ☐ 同じ月に同じ保育施設の入園のみを希望する。

※兄弟姉妹2人とも同じ月に内定が出るまで、2人とも内定が出ません。

2. 兄弟姉妹同時に入園できれば別々の保育施設でもよい場合→Bを選択→①または②を選択

B

☐ 同じ月に入園できれば別々の保育施設でも入園を希望する。	⇒	☐ 希望順位よりも同じ保育施設の入園を優先 ①
		☐ 別々の保育施設でも希望順位を優先 ②

→兄弟姉妹2人とも内定が出る状態の場合

①希望順位が低くても、同じ保育施設の入園を希望する。

②別々の保育施設になっても、希望順位の高い保育施設の入園を希望する。

※兄弟姉妹2人とも同じ月に内定が出るまで、2人とも内定が出ません。

3. 1人だけでも入園を希望する場合→Cを選択→③を選択→④、⑤、⑥いずれかを選択

C

☐ 1人だけでも入園を希望する。入園できなかった児童は()に預ける。	
☐ 上の子から ☐ 下の子から ☐ 入れる子から	⇒ ☐ 希望順位よりも同じ保育施設の入園を優先 ④ ☐ 別々の保育施設でも希望順位を優先 ⑤ ☐ 別々の保育施設への入園は希望しない ⑥

③入園を優先させたいお子さんを選択してください。

※優先したお子さんに内定が出ない場合は、2人とも内定が出ません。

→兄弟姉妹2人とも内定が出る状態の場合

④希望順位が低くても、同じ保育施設の入園を希望する。

⑤別々の保育施設になっても、希望順位の高い保育施設の入園を希望する。

⑥別々の保育施設への入園は希望しない。

※③で「入れる子から」を選択した場合において、2人とも内定が出る場合、上の子、下の子どちらを優先させるか決めてください。

●兄弟姉妹3人以上同時に申込みをする場合は、別途申告書のご提出が必要になります。こども施設入園課までご相談下さい。

【その他の注意事項】

●申込みの内容と事実が異なる場合、入園の内定・決定を取り消すことがあります。

●申込みをするお子さんの兄弟姉妹の利用者負担額(保育料)の未納がある場合は、利用調整において不利になります。(P25～26 参照)必ずご相談ください。

●幼稚園に在園しているお子さんは、認可保育施設に入園することはできません。

(入園の申込みはできます。入園が決まった場合は、幼稚園を退園することになります。)